



平成 22 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社インデックス・ホールディングス
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 落合 正美
(JASDAQ・コード 4835)
問 合 せ 先
役 職 ・ 氏 名 執行役員管理部長 梶田 義章
電 話 03-5779-5080

訴訟の判決に関するお知らせ

平成 22 年 2 月 26 日「株式会社ハイパーキューブとの訴訟について」でお知らせしたとおり、当社らを被告とする訴訟に関して、本日東京地方裁判所による判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日
 - (1) 裁 判 所：東京地方裁判所
 - (2) 年 月 日：平成 22 年 4 月 28 日
2. 訴訟を提起した者（原告）
 - (1) 商 号：株式会社ハイパーキューブ
 - (2) 本店所在地：東京都世田谷区三軒茶屋 1-36-17
 - (3) 代 表 者：代表取締役 福田 修二
3. 判決の内容（要旨）
 - ①被告株式会社インデックス・ホールディングスと株式会社インデックスは、原告に各自金 38 万円及び平成 20 年 10 月 24 日から支払い済みまでの年 5 分の遅延利息を支払え。
 - ②被告インデックスは、原告に対し、金 77 万円及び平成 20 年 10 月 24 日から支払い済みまでの年 5 分の遅延利息を支払え。
 - ③原告のその余の主位的請求及び予備的請求をいずれも棄却する。
4. 今後の見通し
原告からの損害賠償請求額は 33 億 8000 万円超でしたが、今回の判決では、当社グループに対して合計 115 万円相当の判決となりました。その為、本件による平成 22 年 8 月期連結業績への影響は、軽微です。今後の当社の対応については、控訴期間中に判決の内容を慎重に検討し、適切に判断いたします。

以 上